

令和5年度 香芝市入札契約制度アンケート 実施結果（概要版）

1. 目的

入札契約制度の見直しを検討する中で、市内工事請負業者の意見を幅広く聴取し参考とするため、実施しました。

2. 回答状況等

(1) 実施期間：令和5年8月4日～令和5年8月28日

(2) 回答数：27者/88者（約31%の事業者から回答）

3. 集計結果の概要

問1. 当市では、舗装、しゅんせつ、造園、香芝市水道事業が発注する管の4業種について、専門業種として特別の資格を受けた場合は、土木一式工事及び建築一式工事の参加資格は得られないと定めていますが、どのようにお考えですか。

1. 現行どおりでよい	23 者
2. 専門業種の規定をなくすべきだ	4 者
3. 特定の専門業種の規定をなくすべきだ	0 者

<回答1の意見>

- ・舗装等の専門業種は土木一式等に比べ、より高い専門性を要求される業種であり規定をなくすと従来元請として施工していた業者が土木一式等の業者の下請としての施工を余儀なくされる恐れが生じる。
- ・市外下請業者が増え、地元業者に工事がまわらない。
- ・基本的には現行のままで良いが、選定業者数不足による市外業者への参加は、考え直す方が良いと思われる。
- ・知識、設備機械等専門性が高いので現行で良い。

<回答2の意見>

- ・奈良県の入札制度では専門業種の規定はないので、奈良県に合わせていただきたい。
- ・土木一式工事にも参加したい。

問2. 資格者名簿に登録できる業種数を6以内とする「業種制限」を行っています。この「業種制限」における登録できる業種数について、どのようにお考えですか。

1. 現行どおりでよい	23 者
2. 登録できる業種数を増やしてほしい	2 者
3. 登録できる業種数を減らしてほしい	0 者
4. 業種制限自体を廃止してほしい	2 者

<回答1の意見>

- ・現場配置技術者等の関係もあり登録業種が増えても実際の入札機会には影響が少ないと思われる。
- ・工事の施工が出来ないのに、資格が有るからというのはいかがなものか。
- ・専門業種と土木建築一式でほぼ賄えるので専門的な業種も含めて妥当。

<回答2の意見>

- ・奈良県の入札制度では専門業種の規定はないので、奈良県に合わせていただきたい。
- ・県より許可を受けている。

問2-1. 登録できる業種数が増える場合、どの業種の登録を希望されますか。

土木一式	2 者	鋼構造	3 者
建築一式	1 者	塗装	2 者
舗装	3 者	防水	1 者
しゅんせつ	1 者	水道施設	2 者
とび・土工	2 者	解体	1 者
石	2 者		

問3. 土木一式工事、建築一式工事、舗装工事については格付区分に対する設計金額の基準が、定められています。この設計金額について、どのようにお考えですか。

1. 現行どおりでよい	18 者
2. 格付区分における設計金額の下限値及び上限値を上げてほしい	4 者
3. 格付区分における設計金額の下限値及び上限値を下げてほしい	1 者
4. その他	3 者
5. 無回答	1 者

<回答1の意見>

- ・格付区分の要件内容で会社の規模が判断でき施工可能かの判断も出来る。

<回答2の意見>

- ・舗装の場合、B・Cランクへの発注件数が特段に少ない。Aランクへの発注が集中している。分割発注等の方法を考えてもらいたい。

<回答4の意見>

- ・金額はおおむね奈良県に似たようなものになっており、市の財務状況・予定発注工事の金額の大きさなどで決定されているのでよいと思われませんが、入札参加の条件の格付けを奈良県と同じにしていきたい。技術者を多数雇用し、経営審査の点数を高く保有している企業が企業の規模・技術力に応じた金額の入札に参加できなくなり、技術力がなくなり、競争力が低下し、市内の地元企業の健全な育成にはつながらない。
- ・発注基準について、現行の当初は県の意向を参考にしておられたと思いますが、この約20年の間に県も変わってきました。土木の格付けAランクの中に県のB・A・A1が混在します。Aランクの格付けをA1（県のAとA1）とA2（県のB）に分けて設計金額をA2は、1500万円～5000万円（県のBランク） A1は、3000万円以上（県のAランク）としては如何でしょうか。

問 4. 当市の入札において、設計金額の区分ごとに入札参加者の数の基準を定められています。しかし、市内業者だけでは規定を満たさないため市外業者が参加できる入札案件の参加条件について、どのようにお考えですか。

1. 現行どおりでよい	18 者
2. 改善が必要である	9 者

<回答 1 の意見>

- ・最低制限価格の公表・開示を要求します。

<回答 2 の意見>

- ・専門業種という垣根を取り払えば市内業者だけで入札参加者の数の規定を満たさない入札案件はほぼなくなると思われますが、それでも足りない場合や、難易度の高い（専門的知識を有する必要がある）工事で、実績・工事規模等を検討し、市外業者の入札参加が必要と判断される工事については、一般競争入札において市外業者の入札参加を募ればよいと思います。
- ・市内業者で入札していただきたい。
- ・基本税金を納めている市内業者にて工事をしてもらうことが良いが、技術的に市内業者では出来ないのであれば市外業者の選択は仕方ない。
- ・市内業者がはぶかれるのは、ありえない。
- ・選定業者の数が満たなくても、工事内訳書等が正当であれば市内業者を優先し、再入札の場合から市外業者が参加するという対応を検討してほしい。
- ・現在は、ほとんどが、一般競争入札の電子入札になっています。県では、一般競争入札は 1 社入札でも落札が可能です。選定業者数は金額にかかわらず現行最低の 3 社くらいで良いのでは？市内業者だけでは規定を満たさないために市外業者が参加できる入札案件の参加条件ですが、高田土木管内業者ぐらいの参加にとどめては？県内業者の参加とし、条件に、本店、支店、営業所の所在地が市内にある事とか、経審の点数や企業の施工実績等の条件を案件に応じて設定されては如何でしょうか。
専門業種に関しても現行、市外業者に参加を求めています。専門業種の市内業者と県内業者の経審や実績等の条件を設定とすれば、もし市内業者で要件を満たしていれば参加出来る機会が増えるのではないのでしょうか。
- ・選定業者数にこだわらず市内業者のみで行っても良いのでは。

問5.その他入札制度等への意見

- ・市内の建設業者の経営審査の各業種の点数を鑑みれば、専門業種の入札参加という垣根をなくし、ランク分けの基準・入札参加基準を奈良県と同等にする方が各ランクの入札参加者それぞれに会社の規模に応じて、平等に入札が行えると思われれます。不景気が続き、コロナの影響もあり、仕事量が減っている昨今においては、入札参加・ランク付けを奈良県と同等にしていただき、仕事の受注の間口は広げていただきたいです。(建設業離れが加速している現在において、地元で税金を納め、技術者の雇用を促進している企業が経営審査の規模に応じて格付けし、それ相応の金額の入札に参加できるようにしてください。)
- ・土木一式工事等において1社のみ参加による一般競争入札が多く見受けられる。1社のみ参加では競争入札の意味をなさない。また1社のみ参加による入札では、落札金額が設計金額と同額か、設計金額の97%以上のケースが多い。明らかに複数参加の入札より落札金額が高くなっている。入札参加者が1社のみときは、入札を取りやめる等改善策を要望する。
- ・設計金額のある程度の均平化、ばらつきが大きすぎる。
- ・設計金額が1億5千万円以上の時、契約保証金が、請負金額の3/10以上となっていますが、これは、今後も変わりませんか？
- ・業種別登録業者数の大工、左官、屋根他7つに“0”がありますが、参加登録者を増やす(参加登録をやり易く)方法を全般に考えてみては如何でしょうか？